



発行 東京都

目次

126

条 例

- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…
- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…

条例のあらまし

●都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二二二号）

- 一 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二九年法律第二九号）の施行による地方公務員法（昭和二五年法律第二六一号）及び地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給等に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成三二年四月一日から施行します。

●東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改

正する条例（条例第一二四号）

- 一 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（平成三〇年厚生労働省令第一三四号）の施行による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三〇年厚生労働省令第五号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十三号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第二条第一項中「都立学校等に勤務する教員で常時勤務することを要しないもの（地方公務員法（昭和二五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）のうち時間を単位として勤務するもの」を「地方公務員法（昭和二五年法律第二百六十一号）以下「法」という。）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち時間を単位として都立学校等に勤務する教員」に改め、同条第三項中「都立学校等に勤務する教員で常時勤務することを要しないもの（再任用短時間勤務職員を除く。）のうち一日を単位として勤務するもの」を「会計年度任用職員のうち一日を単位として都立学校等に勤務する教員」に改める。

第四条第二項中「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「条例第三十一条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

